

# デカルトによる心身区別の証明に関する予備考察

岩 佐 宣 明

## 1. 本稿のねらい

デカルトの実体二元論を擁護するという最終目標を遠方に見据えつつ、本稿はごく限られた課題を追求する。今回扱うのは心身区別に関するデカルトの証明本体ではなく、彼がこれに付け加えたある補足的な議論である。この議論は『省察』本文にももちろん登場するが（VII 85-86<sup>1)</sup>）、もっとも簡潔なのは次のシノプシスの記述である。

精神と身体が実在的に区別された実体であることは同じ第六省察で、我々がいかなる物体も分割可能なものとしてしか理解せず、逆にいかなる精神も分割不可能なものとしてしか理解しないということから、確認されもする。実際、我々はいかに小さな物体にもその半分を考えることができるが、いかなる精神にもその半分を考えることはできない。したがって、両者の本性はたんに異なっているだけでなく、ある仕方に対立していることが認められるのである（VIII3）。

デカルトによれば、この議論はそれ自身、心身区別に関する独立の証明と解するに十分な内容を備えている（VII86）。そこで以下ではこれを、証明本体に対して、第二証明と呼ぼう。証明本体を差し置いてこれを取り上げることは異論もあろうが、ここには冒頭の最終目標を踏まえた戦略的理由がある。証明本体は、「あるものが他のものから区別されると私が確信するためには、一方を他方なしに明晰判明に理解できることで十分である」という原理から出発する（VII78）。だが繰り返し指摘されてきたとおり、この「明晰判明」という用語はそれ自身き

わめて曖昧である<sup>2)</sup>。とりわけ心身区別を前科学的な迷信か一種の宗教だと決めつけている我々の時代の多くには、この用語は好き勝手な主張を都合よく正当化するための呪文以外ではないだろう。

この点、第二証明は少なくとも表面的には、明晰判明といういわくつきの概念には何ら訴えていない。しかもそれ単体で独立した証明の体をなしており、その論証構造も、これまた少なくとも表面的には、非常にクリアである。そこで、証明本体に直接取り組んで困難な論争を蒸し返すより、まずは第二証明をそのものとして理解するよう試みたほうが生産的ではないだろうか。その成果が逆に証明本体のより良い理解にフィードバックされることもありえよう。というわけで、今回は第二証明をそれ自体として、証明本体からいったん切り離して考察する。ただし、このように視野を限定してさえ、本稿ですべての問題を扱うことはできなかった。残された問題については最終節で確認する。

本論に入る前にもう一点、心身区別の証明というデカルトのプロジェクト全体に関わる大きな事柄について注意を加えておきたい。二元論を迷信か宗教として学問的探究の領域から退ける現代的見方について先に言及したが、科学者や哲学者がこの見方を採用する背景には、遠くは行動主義心理学と実証主義哲学に端を発する、ある根強い共通認識が働いているように思われる。その一例として、近年脳科学の立場から自由意志論争に一石を投じて話題を呼んだリベットは、デカルト的二元論は客観的な実験によっては反証不可能であり、それゆえに非科学的である、と論じている<sup>3)</sup>。

なるほど、実体二元論を反証する客観的に観察可能な証拠とは何なのか、容易には想像しがたい。だが、たとえこのポパー的線引き基準を大枠で受け入れるとしても、だからといって観察の試練を経ない信念はすべて迷信か宗教だとするのは奇妙である。ピタゴラスの定理をかつて観察に基づいて支持した幾何学者はいない。それは幾何学者がこの現実世界ではなく、デカルトが「永遠真理」と呼ぶ必然性と不可能性の領域を探求するからである。この探求は実験観察ではなく概念の分析によって進められ、現実ではなく現実の限界を確定する。現実どんな図形が存在するかは幾何学者の問題ではない。だがかりに直角三角形が現実存在するとすれば、その斜辺の二乗は他の二辺の二乗の和に等しくなければならない。デカルトが心身区別を主張するのも幾何学者と同じ関心からである。彼は、偶々この現実世界には物体でありかつ精神であるようなものは存在しない、と主張しているのではない。そんなものは存在しえない。これが彼の主張である。本稿が分析対象とする第二証明について言えば、このことは第二証明が物体や精神の「本性」をめぐる考察である点に示されている。本論で詳しく論じるとおり、心身区別の検証なり反証なりが実験的に行われえないことはデカルトから見れば初めから明白であって、というのも、そもそも思考不可能な事態は観察不可能だからである。

もちろん幾何学者が誤るように、永遠真理を探究する哲学者がその途上で誤ることも十分ありうる。ほんの数行の証明のうちに検討すべき多くの論点が含まれており、本稿ではすでに述べたとおり、そのすべてを論じ尽くすことはできなかった。今回ひとまず目標としたのは、第二証明で提示される推論について様々な形式化を試み、最終的にそれが妥当な推論形式に従っていることを示すことである。推論の形式化に際しては現代論理学の標準的な記号法を参考にしたが、これはあくまで参考にすぎない。一部に新たな記号法を導入したほか、各記号に内実を与えて反例の有無を判定するためのいわゆる意味論に相当する部分は、デカルトの用語法に即した独自のものをかなり非形式的な仕方で、自然な言語直観に依拠して展開している。論理学の方法論で一つの完全な形式体系を構築することはもとより意図されておらず、本稿の目的にはそれで十分だと考えているが、さらなる厳密化が望ましいことは言うまでもない。

## 2. 肯定／否定判断から可能／不可能判断へ

本題である第二証明の分析へと入っていこう。そこで提示されているのはひとまず、物体の本性と精神の本性に各々関わる二つの前提から、両者が異なる実体であることを結論として導き出す、次のような推論だと読める。

- [1] 物体は本性的に分割可能である
- [2] 精神は本性的に分割不可能である
- [3] 物体と精神は異なる実体である

この推論は論証として成功しているだろうか。とりわけまず、これは形式的に妥当な推論だろうか。一方、本性に関わる前提 [1][2] を一種の全称命題と捉え、他方、結論 [3] を同時に物体でも精神でもあるものの存在を否定する命題と理解すれば、上記推論の形式化としてすぐさま次のものに思い当たる。

- [F1]  $\forall x(Ax \rightarrow Fx)$  (すべての物体は分割可能である)
- [F2]  $\forall x(Bx \rightarrow \neg Fx)$  (すべての精神は分割不可能である)
- [F3]  $\neg \exists x(Ax \wedge Bx)$  (物体であり精神であるものは存在しない)

[F1] と [F2] が含意する集合関係を図示すれば一目瞭然だが、この推論形式は明らかに妥当であり、このことはもちろん述語論理の標準的体系においても同様に示される。だがこの詭え

向きの形式化は、デカルトが第二証明で意図していたことの適切な形式化とは、じつは考えることができない。というのも、[1][2] はたんなる肯定判断と否定判断ではなく、様相を伴う可能判断と不可能判断であり、この点が [F1][F2] には適切に反映されていないからである。実際、“分割可能である”と“分割不可能である”を、単純に“F”と“ $\neg F$ ”のペアの一例とみなすことは、重大な誤りである。

これが誤りである最初の理由は、第二証明におけるデカルトの方法論的意図に関わるものである。確実な認識を得るための方法論上の問題として、たんなる肯定／否定判断に依拠した上の推論形式は、たとえ妥当だとしても、全知の神ならぬ人間がこの推論形式を実際に運用する際にはある独特の困難に遭遇する。たとえば、日進月歩の技術革新や商品開発の分野では今日の常識は明日の非常識だとよく言われるが、つい半世紀前まで人類のおそらく大半は次の推論を正しいものと思い込んでいた。

すべての甘いものは糖類を含む

すべてのノンカロリー食品は糖類を含まない

甘いものでありノンカロリー食品であるものは存在しない

ある種の人口甘味料の存在により、この結論が偽であることは現在ではよく知られている。類例は他にいくらでも挙がるだろうが、この例の教訓は、推論形式 [F1]–[F3] 自体は妥当でも推論の前提に誤りがあれば結論も誤りうるということ、そしてさらに重要なこととして、人間が現に手にしている知識はつねに部分的なものである以上、この種の誤りの可能性を完全に拭き去ることは原理的に不可能ではないか、ということである。甘いものをすべて調べ尽くした上でなければ、甘いものすべてに関する全称命題を疑いの余地なく正当化することはできない。だが明らかに、そんなことは原理的に不可能である。このいわゆる帰納的正当化の問題が立ち塞がる以上、心身区別の確実な証明というデカルトの目論見は完全には実現されない。

しかしここで、デカルトが第二証明で現に行っているように、“分割可能である”“分割不可能である”という様相的性質に訴えて、たんなる肯定／否定判断ではなく、可能／不可能判断を導入すれば、人間的知識の有限性を認めながら上のような運用面の困難を克服する道が拓けるかもしれない。実際、様相的性質を何かすべてのものに帰する全称判断を正当化するのに、関連するすべてのものを具体的に調べ尽くす必要はない。たしかに我々は甘いものすべてについて実験観察を行うことはできないが、しかしそれでもすでに、どんな甘いものも無味無臭であることは不可能だと知っている。なぜなら無味無臭の甘いものなど、谷のない山や内角の和が二直角でない三角形と同様、そもそも「思考不可能」だからである (cf., VII 66–67)。これ

に対して糖類ゼロの甘味料は、当時いかに夢物語であったにせよ、少なくとも夢見られる程度には思考可能だった。第二証明においてその二つの前提を支えるのも、まさにこれと同様の思考可能性をめぐる考察である。「我々はいかに小さな物体にもその半分を考えることができるが、いかなる精神にもその半分を考えることはできない」。

そこで、人類が甘みとカロリーの関係に関してかつて犯し、そして今なお他の多くの事柄に関して犯し続けているかもしれない誤りのパターンを、デカルトの第二証明に帰すことはできない。それが前提に据えるのは、程度の差こそあれつねに蓋然的な結論しか生まない、たんなる肯定／否定判断ではない。数学を愛し、蓋然性と確実性の距離にこだわり続けた哲学者を心身区別に導くのは、たんなる肯定／否定判断ではなく、可能／不可能判断である。むろんだからといって、思考可能性を頼りに様相的性質を何かに帰する全称判断がつねに無謬というわけではなく、第二証明の二つの前提が本当に真かどうかは別途検討されるべきである。いずれにせよ、第二証明の推論形式の明確化という本稿の関心からみて、可能／不可能という様相判断の導入が人間の認識論的制約に由来する宿命的欠陥の克服にかくも決定的に関わってくる以上、この点を反映しない形式化はデカルトの意図を適切に汲み取ったものとは言えない。

### 3. 様相判断導入に伴う問題

“分割可能である”と“分割不可能である”を単純に“F”と“ $\neg F$ ”のペアの一例とみなすことができない第二の理由は、推論形式の妥当性という問題にダイレクトに関わっている。実際、推論形式 [F1]-[F3] の“F”と“ $\neg F$ ”を単純に“ $\diamond F$ ”と“ $\neg \diamond F$ ”で置き換えて得られる次の推論形式 [F'1]-[F'3] は、もはや妥当なものとは考えられない。

[F'1]  $\forall x(Ax \rightarrow \diamond Fx)$  (すべての物体は分割可能である)

[F'2]  $\forall x(Bx \rightarrow \neg \diamond Fx)$  (すべての精神は分割不可能である)

[F'3]  $\neg \exists x(Ax \wedge Bx)$  (物体であり精神であるものは存在しない)

[F'1]-[F'3] が妥当ではないことを確認するために、まずは対立的性質という概念を明確にしておこう。第二証明では、物体は分割可能だが精神は分割不可能であるという点に関して、「両者の本性はたんに異なっているだけでなく、ある仕方で対立している」と述べられていた。このようにたんなる差異ではなく対立が重要だとデカルトが強調するとき、彼の指摘のポイントはどこにあるのか。

第二証明では、ものが有する性質ともの同士の区別との関係が問われる。そこでまず思い当

たるのは、いわゆる不可識別者同一の原理である。この原理によれば、もし a と b が同じものであるならば、a の全性質を b がもち、かつ b の全性質を a がもつ。この対偶をとると、もし a の全性質を b がもたないか、b の全性質を a がもたないならば、a と b は異なるものである。こうして、ものが有する性質からもの同士の区別を導くのに利用できそうな条件文が、一つ得られたことになる。

とはいえ、この条件文はまだそのままの形では役に立たない。前節で見たのとよく似た認識論的制約により、人間には何であれ何かあるものについて、その全性質を知り尽くすことは不可能である。a と b 各々の全性質を網羅した上で両者を比較することができない以上、我々がたとえば a のある性質を b はもたないとみなすとき、それはたんに b に関して我々が知識不足なだけではないのか。ここでは詳しく追求しないが、この問題は、第四反論でアルノーが心身区別に関するデカルトの証明本体に対して指摘するアポリア、すなわち、ものが現に有しているもののしかし我々の有限な認識には隠されている諸性質をめぐるアポリアに、密接に関わっている (cf., VII 201-203) <sup>4)</sup>。

だが実際に我々がもの同士の区別を知るのは、そうしたしらみ潰し戦法によってではない。「a の全性質を b がもたないか、b の全性質を a がもたない」という上の条件文の前件は、「a と b が共有しない性質が少なくとも一つある」とも言い換えられる。ところで、a と b が共有しえない性質は、当然ながら両者が共有しない性質である。そこで、a と b が互いに異なることを判定するには、両者が共有不可能な性質の一つでも探せばよい。具体的な方法として、まず互いに両立しえない性質のペア“F<sub>1</sub>”と“F<sub>2</sub>”を考え、a が“F<sub>1</sub>”を b が“F<sub>2</sub>”を所有していることを確認する。一つの同じものが“F<sub>1</sub>”と“F<sub>2</sub>”を同時に所有することは不可能なので、a と b は異なる二つのものだとしなければならない。

デカルトが第二証明の中で、物体と精神の本性はたんに異なっているのではなく対立しているのだと強調するとき、彼の念頭にあったのはまさにこの判定方法にちがいない。実際たんに異なる性質ではこの方法は使えない。“速い”と“小さい”、“黒い”と“賢い”などは異なる性質のペアだが、両立不可能ではない（速くて小さいもの、黒くて賢いものは存在しうる）ので、求める区別を得ることができない。ただ両立不可能な対立的性質のみがこの論証にとって有効であり、その一つの典型は、前節の推論形式 [F1]-[F3] におけるように、“F”と“¬F”という形式によって与えられるペアである。ただし、この形式を含意するペアならば、“身長170cmである”と“身長180cmである”、“寝ている”と“起きている”等々、様々なペアがそこには含まれうる。おそらくデカルトにしてみれば、“延長する”と“思惟する”のペアも当然その一例に分類されるべきものだった。だがこれに対する頑なな抵抗を予想し、彼は第二証明である別のペアの提示を試みたのである。

さて、第二証明におけるこのある別のペアの提示という点に関して、再び本節冒頭に掲げた推論形式 [F'1]–[F'3] を見直すと、そこに示されているのは、このある別のペアを単純に“◇F”と“¬◇F”という対によって形式化できるとする見方である。だが実は、“◇F”と“¬◇F”のペアを無条件に“F”と“¬F”のペアの一種とみなすこと、したがってまた、“◇F”と“¬◇F”を無条件に対立的性質の一例とみなすことには、問題がある。次のような例を考えてみよう。

[4] すべての独身男性は妻帯者ではありえない  $\forall x(Sx \rightarrow \neg \diamond Mx)$

これは真であるように思われる。100回離婚歴をもつ独身男性を見たという報告は、ウソかホントかにわかには定めがたいが、妻帯の独身男性を見たという報告は調べるまでもなくウソである。これは [3] が真であることと何か関係がある。だが他方で……

[5] すべての独身男性は妻帯者でありうる  $\forall x(Sx \rightarrow \diamond Mx)$

これも [4] に劣らず真であるように思われる。自分に今心から愛し合える妻がいたならと独身男性が空想するとき、たとえこれが虚しい空想だとしても、空想が成立する以上けっして思考不可能ではない。このことは [5] が何らかの意味では真であることを教えている。さて、[4] も [5] もともに真であるとする、独身男性は全員、妻帯者でありえ、かつ、ありえない存在ということになる。これは要するに、“◇F”と“¬◇F”が対立的性質ではないということであり、とすればこのことは、“◇F”と“¬◇F”を対立的性質と見立てて結論へと到ろうとする推論形式 [F'1]–[F'3] にとって、致命的なダメージである。

[F1]–[F3] の自然な延長であると思われた [F'1]–[F'3] が妥当でないとする、可能／不可能という様相を伴う性質を用いて対立的性質を構成する、というデカルトの狙いどおりの形式化など、果たして可能なのだろうか。第二証明をよく読むと、彼は物体と精神の本性の対立について、「ある仕方では *quodammodo* 対立している」と、含みのある表現を用いている。この慎重な言い回しには何か理由があるのだろうか。結論を急ぐ前に、まずは上の問題をより深く理解しよう努めよう。

不可能性とは思考不可能性であり、逆に、可能性とは思考可能性であるとするデカルトの基本的アイデアを下敷きにして、[4] と [5] がともに真であるということ、我々が何かに様々な可能性を帰する際の考え方の違いとして、統一的に説明できるように思われる。ある個体がある様相的性質を有するか有しないかを判断するとき、われわれはその個体を頭の中で様々な変

容させ、その個体に関する多様な可能世界を思い描く。そして、この可能世界の開き方の違いによって、ある場合には [4] が、またある場合には [5] が、それぞれ真として理解されるのである。

一方で、[4] は、独身男性である任意の個体について、その個体が独身男性であるという縛りの中で可能世界を開く場合に、真だと理解される。独身男性であるという縛りは外すことなく、その制限内で個体がもちうる様々な性質を想像する。個体はじつに千差万別の性質をもちうるが、どの可能世界においても妻帯者であることはない。他方で、[5] が真だと理解されるのは、[4] を正当化する場合のこの縛りを緩めて、さらに広大な可能世界を開く場合である。そのいずれかの可能世界において、個体は結婚生活を送っている。

「○○であるかぎり」という日本語表現は、様相判断を下す際の条件となるこの種の縛りをかなりうまく言い当てており、これを次のように顕在化することで、[4] は真だが [5] は真ではないと言える場合があることを明確化できるだろう。

[4'] すべての独身男性は、独身男性であるかぎり妻帯者ではありえない

[5'] すべての独身男性は、独身男性であるかぎり妻帯者でありうる

[4'] と比べて [5'] はかなり不自然である。いずれにせよ、可能世界を開く際の縛りという上記の視点を明記するために、今後はこの日本語表現を採用しよう。対応する記号表記として、“A であるかぎり F でありうる” には “ $subA \Diamond F$ ” を、“A であるかぎり F でありえない” には “ $subA \neg \Diamond F$ ” を用いる。たとえば [4'] [5'] は各々次のように記号化される。

[4']  $\forall x(Sx \rightarrow subS \neg \Diamond Mx)$

[5']  $\forall x(Sx \rightarrow subS \Diamond Mx)$

さて、可能世界を開く際の縛りというこの視点は、可能／不可能という様相的性質のペアで対立を構成するという課題に、何らかの進展をもたらすだろうか。とりあえず思いつくのは、次の推論形式 [F''1]–[F''3] である。

[F''1]  $\forall x(Ax \rightarrow subA \Diamond Fx)$  (すべての物体は、物体であるかぎり分割可能である)

[F''2]  $\forall x(Bx \rightarrow subB \neg \Diamond Fx)$  (すべての精神は、精神であるかぎり分割不可能である)

[F''3]  $\neg \exists x(Ax \wedge Bx)$  (物体であり精神であるものは存在しない)



だが残念ながら、この推論形式は妥当ではない。次の推論を見てみよう。

すべての成人男性は、成人男性であるかぎり妻帯者でありうる

すべての独身男性は、独身男性であるかぎり妻帯者ではありえない

成人男性であり独身男性であるものは存在しない

この推論は [F''1]–[F''3] の形式を満たしている。しかもその二つの前提は、各々の縛りの下で、ともに真である。しかし結論が明らかにおかしいことは、現実を見ればはっきりしている。前提は正しいのに結論が間違っているということは、推論形式が妥当ではないということである。問題は、“ $subA \Diamond F$ ”と“ $subB \neg \Diamond F$ ”では可能世界を開く際の縛りが異なる、という点である。可能世界を開く際の縛りが異なると、“ $\Diamond F$ ”と“ $\neg \Diamond F$ ”という二つの様相的性質はやはり適切な対立をなさない。ある男性がいるとして、彼が、成人男性であるかぎりは妻帯者でありうるが、独身男性であるかぎりは妻帯者でありえない、ということには何の矛盾もない。

ならば、物体にも精神にも適応できる何か共通の縛りを探してはどうか。なるほどたしかに、“ $subA \Diamond F$ ”と“ $subA \neg \Diamond F$ ”は対立する。どんな独身男性も、独身男性であるかぎり妻帯者でありえ、かつ、ありえない、ということはない。そしてまた、物体と精神に共通の縛りを探すことももちろん可能で、たとえば物体も精神も（デカルトによれば）被造物である。しかし、「被造物であるかぎり」という共通の縛りで可能世界を開くと、今度は、すべての物体が被造物であるかぎり  $F$  でありえ、すべての精神が被造物であるかぎり  $F$  でありえない、そのような性質“ $F$ ”とはいかなるものか、という別の困難が生じる。現に物体である任意の個体が、被造物であるという縛りを維持しつつ精神であることができ、その逆もまた成り立つことを考えただけでも、こうした性質の存在は疑わしい。

もちろん、共通の縛りで可能世界を開けば、すべての個体に一律同じ様相的性質が帰されるというわけではない。個体が現に何であるかとは無関係に、個体がまさに個体であるがゆえに、そこにはある種の差異が系統的に発生する。たとえば“ $a$ の隣にある”という性質を考えると、 $a$ 以外の個体はすべて、しかるべき縛りの下で開かれる可能世界のどこかでこの性質を満たすだろうが、 $a$ 自身はいかなる縛りのいかなる世界でもこの性質を満たすことはない。こうしてたとえば、 $b$ はある縛りの下で $a$ の隣にありうる一方、 $a$ は同じ縛りの下で $a$ の隣にはありえない。これはたしかに“ $subA \Diamond F$ ”と“ $subA \neg \Diamond F$ ”という対立的性質の一例であり、そしてもちろん、この場合  $a$  と  $b$  は異なる個体である<sup>5)</sup>。

しかし、第二証明の二つの前提 [1][2] のような全称判断の場合、個体の個性ゆえに生じる

こうした差異は除外され、関連するすべての個体に共通に当てはまる様相的性質のみが取り上げられる。そしてこの共通部分に関するかぎり、共通の縛りで各個体に帰される様相的性質は、関連する個体が現に何であれ、つまり全称判断の主語が [1] のように物体であれ [2] のように精神であれ、互いに完全に同一である。あらゆる物体が被造物であるかぎりにおいて共通に有する様相的性質は、すべてそのまま、あらゆる精神が被造物であるかぎりにおいて共通に有する様相的性質であって、この領域で互いに異なる性質や、まして互いに対立する性質を構成することは不可能である。可能世界を開く際の縛りを異にしたまま、しかも“ $\diamond F$ ”と“ $\neg \diamond F$ ”という様相的性質のペアを利用して、対立的性質を正しく構成する道はないのだろうか。

#### 4. 多重様相判断へ

ここでもう一度考えてみたいのは、分割可能性は物体の、分割不可能性は精神の、それぞれ「本性」である、というデカルトの主張である。この主張のポイントを、前節の最後に検討した [F'1] と [F'2] は的確に表現しているだろうか。とくに問題なのは、[F'1] の可能判断のほうである。じつは可能判断と不可能判断にはある重要な非対称性があり、そのために [F'1] ではデカルトの言いたいことが正確に伝わらない結果となる。

ここでまず、可能世界を開く際の縛りの強弱、という表現を導入しよう。たとえば、独身の成人男性という縛りによって、ある個体が独身の成人男性であるかぎりにおいてとりうるあらゆる変容を含む世界が開かれ、成人男性という縛りによって、同じ個体が成人男性であるかぎりにおいてとりうるあらゆる変容を含む世界が開かれる。可能世界を開く際の縛りとして、独身の成人男性という縛りは成人男性という縛りよりも強い。一般に、双方が類種関係をなす場合、種による縛りのほうが類による縛りよりも強い。そして、より強い縛りによって開かれる可能世界は、より弱い縛りによって開かれる可能世界の一部分をなしている。

さて一方、不可能判断は、個体が現に有するある性質“A”を縛りとして、不可能様相を伴う性質“ $subA \neg \diamond F$ ”を個体に帰する。この判断が真であれば、“A”によって縛られる可能世界のどこにおいても、個体が“F”を満たすことはない。それゆえこの場合、“A”よりも強い縛りの下で同じく“ $\neg \diamond F$ ”を個体に帰する不可能判断は、すべてまた例外なく真である。これを全称判断のケースで考えると、ある判断で主張される性質が“ $subA \neg \diamond F$ ”という不可能様相を伴う性質である場合、その判断が真であれば、“A”よりも強い縛りを用いて同様に“ $\neg \diamond F$ ”を主張する判断もまたすべて真である。たとえば「すべての成人男性は、成人男性であるかぎり、20歳未満ではありえない」という判断が真であるなら、「すべての独身の成人男性は、

独身の成人男性であるかぎり、20歳未満ではありえない」という判断もまた真である。

これに対して、“ $subA \diamond F$ ”を個体に帰する可能判断が真である場合、“A”によって縛られる可能世界には、個体が“F”を満たす世界も満たさない世界も両方存在する。それゆえこの場合、“A”よりも強い縛りによってこの可能世界の一部を取り出すと、そこには個体が“F”を満たす世界が一つも存在しないということが起こりえる。これを再び全称判断のケースで考えると、ある判断で主張される性質が“ $subA \diamond F$ ”という可能様相を伴う性質である場合には、その判断が真であっても、“A”よりも強いある縛りを用いて同様に“ $\diamond F$ ”を主張する判断が真であるとはかぎらない。たとえば「すべての成人男性は、成人男性であるかぎり、妻帯者でありうる」は真でも、「すべての独身の成人男性は、独身の成人男性であるかぎり、妻帯者でありうる」は真ではない。また「すべての三角形は、三角形であるかぎり、直角をもちうる」は真でも、「すべての正三角形は、正三角形であるかぎり、直角をもちうる」は真ではない。

可能判断の特徴をこのように明確化してみると、分割可能性を物体の「本性」だとするデカルトの洞察を [F'1] のように表現したのでは、いかにも不十分だと分かる。分割不可能な物体は不可能であると彼は主張する (e.g., VIII (1) 51-52)。現に物体である様々な個体について、たんなる物体という弱い縛りで可能世界を開くとそれらはたしかにすべて分割可能だが、しかしさらに強い縛りをいろいろ考えてみれば、物体のうちにも分割不可能な特殊タイプが見つかるかもしれない……。こんな保留付きの主張からはデカルトは程遠い。彼の主張は逆に、そうした特殊タイプを正当化するような可能世界の開き方など、いかにしても考え出すことができない、というものだろう。とくに可能判断に関して、この点をうまく汲み取った定式を練り直す必要がある。

デカルトが物体について主張したい意味での可能判断は、次のように多重様相を用いた一種の不可能判断として表現できるのではないか。

[1'] すべての物体は、物体であるかぎり、分割不可能であることは不可能である

$$\forall x(Ax \rightarrow subA \neg \diamond \neg \diamond Fx)$$

不可能性を思考不可能性とするデカルトの基本的な発想を踏まえつつ、この多重様相的性質“ $subA \neg \diamond \neg \diamond F$ ”に理解可能な意味を与えていこう。まずは、 $subA$  という但し書きによって、この性質を個体に帰すことが正当かどうかを判定するために参照すべき可能世界は、“A”という縛りの下に開かれる可能世界である。ところで、より強い縛りの下に開かれる可能世界は、より弱い縛りの下に開かれる可能世界の一部をなす。そこで、より強い縛りを用いてより弱い縛りの下に開かれる可能世界からその一部を取り出す仕方について、様々な可能性が考えられ

る。たとえば、“人間である”という縛りの下に開かれる可能世界から、“成人男性である”という縛りを用いてその一部を取り出したり、“日本人である”という縛りを用いてまた異なる一部を取り出したりすることができる。

このようにして取り出された各々の部分的な可能世界は、その一々がまたそれぞれに個体に帰すべき様相的性質を決定する。例として、デカルトの意図を正確に反映しないとすでに論じた [F<sup>1</sup>] の可能判断  $\forall x(Ax \rightarrow subA \Diamond Fx)$  を取り上げよう。この判断で“*A*”を縛りとして各個体に開かれる可能世界には、個体が“*F*”を満たす世界も満たさない世界も両方含まれる。そこで、“*B*” “*C*” がともに“*A*”よりも強い縛りだとして、“*B*”によって取り出された可能世界は“ $\Diamond F$ ”という性質を個体に帰する判断を正当化するが、“*C*”によって取り出された可能世界は逆に“ $\neg \Diamond F$ ”という性質を個体に帰する判断を正当化する、ということも起こりうる。たとえば、“二等辺三角形である”と“正三角形である”はともに“三角形である”よりも強い縛りだが、前者によって取り出された可能世界は“直角をもちうる”という性質を個体に帰する判断を、後者によって取り出された可能世界は“直角をもちえない”という性質を個体に帰する判断を、それぞれ正当化する。

さて、ここで多重様相を導入すると、可能世界を部分的に取り出す仕方の違いで生じうるこれら二つの事態を、うまく表現することができる。まず、“三角形である”という縛りの下に開かれる可能世界を、何らかのより強い縛りで部分的に取り出して、“直角をもちうる”という性質を個体に帰するある様相判断を正当化することが可能である。多重様相を用いてこれを次のように表現する。

[6] すべての三角形は、三角形であるかぎり、直角をもちうることがありうる

$$\forall x(Ax \rightarrow subA \Diamond \Diamond Fx)$$

同様に、“三角形である”という縛りの下に開かれる可能世界を、何らかのより強い縛りで部分的に取り出して、“直角をもちえない”という性質を個体に帰するある様相判断を正当化することが可能である。多重様相を用いてこれを次のように表現する。

[7] すべての三角形は、三角形であるかぎり、直角をもちえないことがありうる

$$\forall x(Ax \rightarrow subA \Diamond \neg \Diamond Fx)$$

要するに、二度登場する可能演算子のうち、内側の演算子は、取り出された部分的な可能世界によって正当化されるべき様相的性質を表現するために使用され、外側の演算子はそうした

可能世界の取り出し方が可能かどうかを表現するために使用される。[F''2] の不可能判断  $\forall x(Bx \rightarrow subB \neg \Diamond Fx)$  の場合を考察すれば、その意味がよりはっきりするだろう。この判断では、“B” という縛りの下に開かれる可能世界のどこにも“F” を満たす個体は存在しない。それゆえ“B” よりも強いいかなる縛りを設定しようとも、“ $\Diamond F$ ” を個体に帰する様相判断を正当化するような部分的可能世界の取り出し方はいない。それゆえたとえ、「すべての三角形は、三角形であるかぎり、四つの角をもちえない」が真なら、そこから直ちに次の多重様相判断も真となる。

[8] すべての三角形は、三角形であるかぎり、四つの角をもちうることはありえない

$$\forall x(Ax \rightarrow subA \neg \Diamond \Diamond Fx)$$

多重様相に関する以上の解釈を踏まえて、物体が分割不可能であることは不可能であるというデカルトの発言を読み返してみよう。これはまさに、“物体である” という縛りの下に開かれる可能世界については、それよりも強い縛りで人間に思考可能ないかなる縛りをもってしても、“分割不可能である” という性質を個体に帰する様相判断を正当化するような部分的可能世界を取り出すことはできない、という意味だろう。そしてこのことを多重様相を用いて表現したものが、まさに [1'] にほかならない。分割可能性は物体の「本性」であるという、たんなる可能判断では表現しえなかった事柄の核心が、これによって明確な表現を得る。

こうして、デカルトの推論をその完全な姿で再現する最終的な形式化は、多重様相を用いた二つの不可能判断を前提にして構成される ([F'''2] は、上の [8] に倣って、[F''2] の含意を多重様相のかたちで表現し直したものである)。

$$[F'''1] \forall x(Ax \rightarrow subA \neg \Diamond \neg \Diamond Fx)$$

(すべての物体は、物体であるかぎり、分割不可能であることは不可能である)

$$[F'''2] \forall x(Bx \rightarrow subB \neg \Diamond \Diamond Fx)$$

(すべての精神は、精神であるかぎり、分割可能であることは不可能である)

$$[F'''3] \neg \exists x(Ax \wedge Bx) \text{ (物体であり精神であるものは存在しない)}$$

この推論形式 [F'''1]-[F'''3] は妥当だろうか。言い換えれば、二つの様相的性質 “ $subA \neg \Diamond \neg \Diamond Fx$ ” と “ $subB \neg \Diamond \Diamond Fx$ ” は、一つの同じものが両者を同時に有することがありえないような対立的性質だろうか。背理法を用いて考えよう。前提 [F'''1] と [F'''2] がともに真であるにもかかわらず仮に結論 [F'''3] が偽であるとすれば、つまり物体でも精神でもあるものがもし存在す

るとすれば、[F'''1]と[F'''2]のうちいずれかが偽となることを示したい。さて、物体でも精神でもあるものが存在する可能なケースは、次の三つである。

- a) 精神は類、物体はその種である
- b) 物体は類、精神はその種である
- c) “物体である”と“精神である”はたんなる差異的性質である

c)のたんなる差異的性質とは、たとえば“空を飛ぶ”と“赤い”のように、互いに類種関係にはない性質である。したがって当然、空を飛ばない赤いものや、空を飛ぶ赤くないものが考えられる。物体と精神の関係もこれと同じだとすると、少なくとも理論上は、物体ではない精神が存在しうる。これは二元論に一步譲歩した立場とも解釈できるが、この立場ではなお二元論に反対して、たしかに理論上は物体ではない精神も可能だがしかし現実には存在するのは物体である精神だけだ、とすることができる<sup>6)</sup>。対するデカルトの主張はこうである。物体である精神は理論上不可能であり、したがって現実にも存在しない。

さて、まずはa)の場合、“物体である”という縛りの中で開かれる可能世界Pは、“精神である”という縛りの中で開かれる可能世界Qの部分となる。[F'''1]より、Pは“分割可能である”という性質を個体に帰する判断を正当化する。PはQの部分なので、Qにより強い縛りを設定して部分的な可能世界を取り出すと、“分割可能である”という性質を個体に帰する判断を正当化するような可能世界を構成しうるはずである。だがこれは[F'''2]に反する。

b)の場合、“精神である”という縛りの中で開かれる可能世界Qは、“物体である”という縛りの中で開かれる可能世界Pの部分となる。[F'''2]より、Qは“分割不可能である”という性質を個体に帰する判断を正当化する。QはPの部分なので、Pにより強い縛りを設定して部分的な可能世界を取り出すと、“分割不可能である”という性質を個体に帰する判断を正当化するような可能世界が構成しうるはずである。だがこれは[F'''1]に反する（この論証において、[F'''1]に「不可能であることは不可能である」という多重様相が含まれることには決定的な意味がある。「可能である」に止まるたんなる可能判断では、取り出された部分的可能世界が不可能判断を正当化するという事態と矛盾せず、同じ論証を構成することはできない）。

c)の場合、“物体である”という縛りの中で開かれる可能世界Pと、“精神である”という縛りの中で開かれる可能世界Qとは、“物体であり精神である”という両者にとってより強い縛りの中で開かれる共通の部分的な可能世界Rをもつ。RはQの部分なので、[F'''2]が合意するとおり、そこには“分割される”という性質を満たす個体は一つも存在せず、ゆえにRは“分割可能である”という性質を個体に帰するいかなる判断も正当化しない。ところがRは同時に

Pの部分なので、[F'''1]が含意するとおり、そこには“分割される”という性質を満たす個体が少なくとも一つは存在して、“分割可能である”という性質を個体に帰する判断を正当化しなければならない。これは矛盾である。

## 5. さらなる課題

以上、デカルトの意図に忠実な第二証明の形式化を模索しつつ、それが推論形式として妥当なものであることを示した。しかしもちろん、これだけでは第二証明が論証として成功していることを示したことにはならない。ここにはまだ、大きく分けて二つの課題が残されている。最後にこの点を整理しておこう。

I) 推論形式は妥当でも、推論の前提に誤りがあれば結論の真理性は保証されない。そこで最初の課題として、物体と精神の本性に関わる第二証明の二つの前提が、実際に真であることを示す必要がある。一方で、物体は本当にすべて分割可能なのか。デカルトが原子の存在を否定したことは周知の事実だが、この原子否定説の意味と根拠を明確にする必要がある。他方で、精神は本当にすべて分割不可能なのか。原子否定説ほどまとまった記述はないが、これもまた晩年の『情念論』(XI351)に至るまで、デカルトの首尾一貫した主張である。まとまった記述が欠落している分、この主張の意味と根拠をデカルトの精神に関する理論全体との関係で説明する必要がある。

II) 第二の課題として、本稿では第二証明の結論を $\neg\exists x(Ax \wedge Bx)$ と形式化してこれを導く妥当な推論形式を考えてきたが、この形で得られる結論がデカルトの当初の要求を完全に満足しうるかどうかには、検討の余地がある。たとえば次の推論を見てみよう。

すべての独身男性は、独身男性であるかぎり、非婚者でありえないことはありえない  
すべての妻帯者は、妻帯者であるかぎり、非婚者でありうることはありえない  
独身男性であり妻帯者であるものは存在しない

これは推論形式[F'''1]-[F'''3]を満たし、しかも真なる前提から真なる結論を導く成功した論証の一例である。しかしこの結論が真であることは、ある独身男性が将来的に妻帯者になる可能性を排除しない。同様に次の推論も問題含みである。

すべてのアンパンは、アンパンであるかぎり、パンでありえないことはありえない  
すべてのアンコは、アンコであるかぎり、パンでありうることはありえない  
アンパンでありアンコであるものは存在しない

アンパンであるアンコ（やその逆）を作ることはたしかに不可能だろう。しかし、アンコなしにアンパンを作ることもまた不可能であり、アンコはアンパンの必要不可欠な部分である。それゆえ、本稿で取り上げた「物体であり精神であるものは存在しない」という結論それ自身は、物体と精神の関係について、一方が他方になる可能性や一方が他方の部分である可能性等々を、理論上否定するものではない。物体と精神の「実在的区別」を証明したいデカルトにとって、これは満足 of いく結論だろうか。速断は禁物だが、かりにこの結論では弱すぎるということなら、結論を適切な形式にバージョンアップし、それに合わせて前提もさらに詳細に練り上げる必要がある。そしてその際には、先の課題 I) においてと同様、“物体” “精神” “分割” といった個々の述語の意味にまで分け入った分析が必要になってくるだろう。

## 注

- 1) デカルトの著作の引用・参照はすべてアダン・タヌリ版全集に拠り、その巻数（ローマ数字）と頁数を示す。
- 2) この点に関する明確な指摘は、歴史的に少なくともライプニッツにまで遡ることができる（G. W. Leibniz, *Meditationes de Cognitione, Veritate et Ideis*, Gerhardt (ed.), *Die Philosophischen Schriften*, IV, p. 425.）。それから約三百年の後、デカルトによる心身区別の証明は現代でもなお真剣な検討に値すると主張する解釈者でさえ、結局ここには相変わらず困難を認めざるをえない（M.D.Wilson, “Descartes: The Epistemological Argument for Mind-Body Distinctness”, in *Noûs*, vol. 10 (1976), p. 8, p. 14.）。
- 3) B. Libet, *Mind Time: The Temporal Factor in Consciousness*, Harvard Univ. Press, 2004, pp. 2-7. (邦訳/ベンジャミン・リベット、『マインド・タイム』、下條信輔 [訳]、岩波書店、2005年、pp. 2-8.)
- 4) この点は今後の課題の一つとして、証明本体と、それを「確認する」とされる第二証明との関係を考える際の、有力な手がかりになりそうである。とくに、このアルノーの反論を中継点にして、証明本体が依拠する明晰判明性の原理と、本稿で論じられる様相判断との間に、何らかの関連が見出せるかもしれない。
- 5) むろん、ここでの a や b は貫世界的に同一の個体を指示する固定指示詞である。ただし、通常の固有名をこの種の固定指示詞と解しうるか否かをめぐる論争には、答えを保留しておく（cf. 飯田隆、『言語哲学大全III』、勁草書房、1995年、第6-7章）。
- 6) 実際これはいわゆる同一説の古典的主張である。e.g., J. J. C. Smart, “Sensations and Brain Processes”, in D. Rosenthal (ed.), *The Nature of Mind*, Oxford Univ. Press, 1991, pp. 169-176.